

職員の健康支援に向けて

社会福祉法人 品川総合福祉センター（東京都）

住 所 東京都品川区八潮 5-1-1

TEL 03-3790-4729（代）

URL

経営理念

私たちの使命

ひとりひとりの夢・思いを大切にします。人生の歩みの中で必要な福祉サービスを提供し、やすらぎ・活力・生きがいある人生を支えます。

私たちの目指す姿

地域の福祉ネットワークの核として貢献し、信頼される法人をめざします。

私たちの大切な価値観

私たちは、3つのCを追求します。

- ・ C u s t o m e r （利用者本位）
一人ひとりの尊厳を守り、利用者本位のサービスを全職員が一体感を持って提供します。
- ・ C o m m u n i t y （地域とともに）
地域とともに、様々な福祉ニーズを直視し、解決に努力しながら地域福祉力の向上を図ります。
- ・ C h a l l e n g e （挑戦する職員集団）
利用者と喜びを共有するために、法人に誇りを持ち、専門性・人間性を高め、新たな可能性に挑戦し続けます。

事業内容及び定員

特別養護老人ホーム（80名）	3か所
認知症グループホーム（20名）	1か所
在宅サービスセンター	3か所
在宅介護支援センター	4か所
障害福祉サービス 生活介護・施設入所支援（100名）	
地域活動支援センター 障害者生活支援センター自立訓練（機能訓練・生活訓練）	
就労継続支援A型・B型各	1か所
保育所（100人）	1か所

収 入 (法人全体) 平成26年度決算	① 社会福祉事業	円
	② 公益事業	円
	③ 収益事業	円
	合計	約 3,324,000,000 円

職 員 数
(法人全体) 465 名 (非常勤含む)

当 面 す る
経 営 課 題

人材採用
人材育成
収支バランスの適正化

取 り 組 み に
着 手 し た
理 由、 背 景

1. 法人設立 30 年にあたり利用者・職員全員から夢や希望をお聞きし、それを実現するには何が必要かを職員個々、法人全体で未来を考える機会を設けた。自分たち、法人が進むべき道を明らかにした。
2. 職員がいつでも気軽に相談し、解決の糸口を見つけることができるように環境整備を進めた。

取 り 組 み の
現 時 点
で の 効 果

1. 法人内の発表会で職員に発表、その後法人設立 30 年記念誌、法人広報にその内容を掲載、利用者・地域住民に公表した。職員が法人の未来を意識し、利用者の幸福を意識するようになった。法人の持続性を考えられるようになった。
2. 予想以上に職員がいつでも気軽に相談し、解決の糸口を見つけることができようになり、メンタル面での理由による退職等が減った。

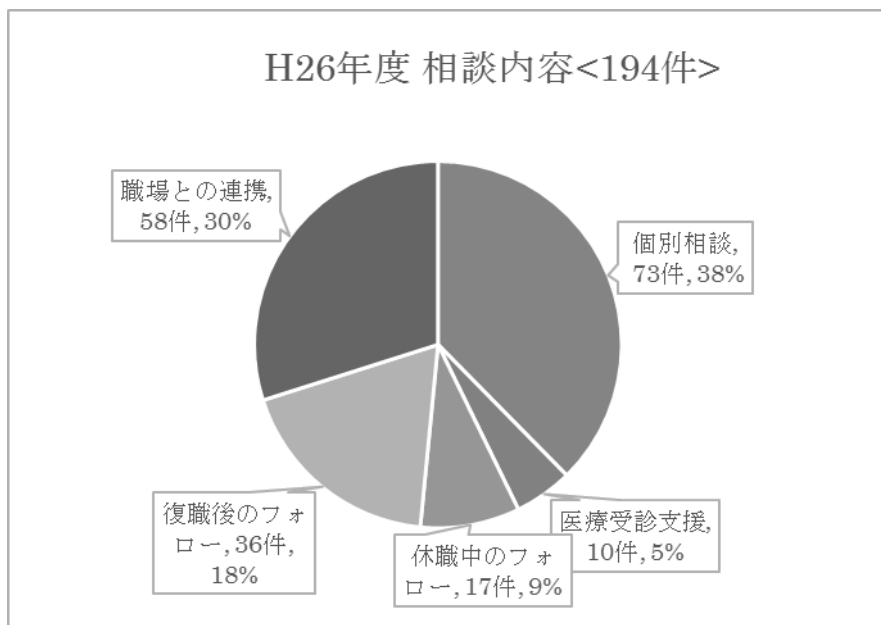
平成26年度 健康支援室活動報告

産業看護職

1. 期間 平成26年4月1日～平成27年2月28日
2. 相談延数 194件/年
個別フォローの実数 28名

① 個別相談

健康支援室の活動の中では、個人の気持ちに寄り添う中での個別相談は重要な機能であり、今年度は延べ数73件、全体の38%となった。相談の内容は、職場での人間関係の悩み等、抑うつ状態、職場環境についてなどが主であるが、個人が持っているものと併せて職場の環境が影響している事例が多くみられる。



② 医療受診支援

個別面接、産業医の意見を受けながら必要な場合には医療受診を勧めた。(前後のフォローを含めて10件)

③ 退職中のフォロー(実数9人)

退職して自宅療養となった人への定期的なフォローを実施した。退職中の過ごし方の指導など、主治医との連携を含めて面接指導を行った。延べ数は17件。

④ 復職後のフォロー(実数6人)

退職後、職場復帰の取り組みをした職員に対しての定期的なフォローを実施した。復職後の職場での取り組みについては、管理職、役職、総務課など必要スタッフとの連絡調整をしながら進めた。延べ数は36件。

⑤ 職場連携

① から④までの内容の中では個別対応をしながらも、職場との連携が重要であり、理解協力体制のために話し合いを重ねてきた。延べ数は58件。

⑥ その他 個人の問題が職場環境的なことに及ぶ場合には、管理職、総務課との密な連携が必要であり情報共有しながら進めた。

3. 産業医相談

産業医・産業医・産業医 月1回

内容

メンタル関係の報告と指示、助言

健診結果報告と指示、助言

職員面接 13件(健診結果による面接、メンタル相談)

職場環境に関するカンファレンス 1件
休職、復職に関する意見、医療紹介など

4. 健康だより「kokoro」発行 6月 9月 12月 3月

5. まとめ

心の健康問題で休業した職員が円滑に職場復帰するための「職場復帰プログラムや規定の整備」のための手引きが厚労省により策定されたことにより、当法人でも平成26年11月、法人としての「職場復帰支援制度」が規定化された。休職を余儀なくされる職員が増加している傾向にある中で、今年度は6名の職員が復帰プログラムを適用した。復職するためには個人の強固な意志だけではなく、職場全体の理解と協力がなければ不可能であり、その体制がより整備され円滑に復職できるように今後も働きかけていきたい。

以上

健康支援室相談窓口設置要項

(目的)

第1条 職員の心身の健康の保持増進を図ることを目的として、健康支援室相談窓口を設置する。

(名称)

第2条 名称は、健康支援室相談窓口 **(KOKORO)** とする。

(組織)

第3条 健康支援室相談窓口の責任者は常務理事とする。

相談窓口の担当は、産業看護師とする。

産業看護師は、看護師であって衛生管理者の資格を有し厚生労働省等の産業精神衛生等の研修を修了したものとする。

(役割)

第4条 相談窓口担当は、職員等からの心身の悩みについて相談に応じるとともに必要なアドバイスを行う。また、必要により産業医あるいは該当する外部医療機関を紹介する。

医療機関以外に必要な社会保険機関等の連絡及び手続きについては事務課総務担当リーダーが行う。

職場環境等に問題点があるときは、常務理事はこれら問題点の改善を図るものとする。

2 職員等からの相談は、電話、メール、ファックス、面談のいずれによることも出来る。

3 相談窓口担当は、寄せられた相談を整理し産業医に報告する。また、必要に応じ安全衛生委員会に報告する。

(個人情報保護)

第5条 健康支援室相談窓口担当は、知り得た個人情報を本人の同意を得ない限り第三者に伝えることをしてはならない。報告は、個人が特定出来ない数量及び傾向とする。

(経費負担)

第6条 運営に要する通信費等の経常経費は、相談窓口を設置した場所の施設経費とする。経常経費を超えるものは本部会計より支出する。

付 則

この要項は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この要項の改正は、平成18年8月1日から施行する。